

都市再生整備計画

たかなわ 高輪ゲートウェイ駅周辺地区
えきしゅうへん ちく

とうきょうと 東京都
みなとく 港区

令和6年12月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	☐
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	☐
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	☐
まちなかウォークアブル推進事業	☐

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)－②

都道府県名	東京都	市町村名	みなとく 港区	地区名	たかなわ 高輪ゲートウェイ駅周辺地区	面積	約70 ha				
計画期間	令和	6 年度	～	令和	14 年度	交付期間	令和	年度	～	令和	年度

目標
大目標:快適で楽しく歩ける、駅まち一体の魅力的な歩行者空間の形成
目標1:歩いて楽しい緑豊かなストリート型まちづくり
目標2:様々な人々が集えるにぎわいのある居場所づくり
目標3:地域の魅力・価値の向上を図るための地域との連携促進

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況
○本地区の西側に位置する高輪地区は、港区内で人口と居住世帯数が最も多い地区であり、品川駅・高輪ゲートウェイ駅周辺においては基盤整備と多様な都市機能の集積を誘導し、東京の南の玄関口としてふさわしい世界に開かれた国際的なまちづくりを推進するエリアである。また、本地区の東側に位置する芝浦港南地区は、工業用地から住宅・商業用地への土地利用転換を背景に高層住宅の整備等により人口は増加傾向となっており、開発事業等における生活基盤を支える施設の整備と地域コミュニティの活性化等により、安全・安心で暮らしやすいまちづくりが進むエリアである。
○本地区は、地区内には高輪ゲートウェイ駅を含む駅周辺エリアであり、JR山手線、京浜東北線等により東京駅まで約10分の距離にあること、羽田空港へのアクセスに優れていること、今後、リニア中央新幹線の始発駅となる品川駅に隣接することなど、交通利便性が高い地区である。
○平成24(2012)年1月に都市再生緊急整備地域(品川駅・田町駅周辺地域)に指定された後、平成26(2014)年9月に「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」、平成29(2017)年3月に「品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン」が策定され、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」を将来像に掲げ、新たな駅の開業に併せた総合的な駅まち一体のまちづくりを推進するエリアに位置づけられている。
○これらを受けて、平成30(2018)年5月に国家戦略特別区域会議で品川駅北周辺地区が都市再生プロジェクトに追加され、平成31(2019)年4月に品川駅北周辺地区都市再生特別地区の都市計画が決定している。品川駅北周辺地区都市再生特別地区は、東日本旅客鉄道株式会社が行う都市再生プロジェクトとして、国家戦略特別区域区域計画の国家戦略都市計画建築物等整備事業に認定されている。
○品川駅北周辺地区都市再生特別地区では、「品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン」に定められている「パブリック・レルム(public realm)～公共的領域～において、街の交流・賑わい・憩いをゆるやかにつなぐ」をコンセプトに、駅と街全体を一体的につなぐ交流空間の創出やデッキレベルを中心とした南北方向の歩行者ネットワークなどの歩行者空間の整備が進められている。
○品川駅北周辺地区では、令和4(2022)年4月に設立され、令和5(2023)年6月に都市再生推進法人に指定された一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメントによる地域の特性を生かしたエリアマネジメント活動が実施されている。加えて、高輪ゲートウェイ駅周辺だけではなく、安全・安心で魅力のあるまちづくりに向けた線路東西の地区間連携を目的として、高輪ゲートウェイ駅周辺地区広域連携連絡会が令和4(2022)年8月に設立された。
課題
○南北方向に縦断するJR線により市街地が東西に分断されており、東西方向の歩行者のアクセス性が課題である。
○品川駅北周辺地区は、南北に細長い形状であり、南北方向の歩行者動線が整備されておらず回遊性が不足している。品川駅北周辺地区都市再生特別地区で南北方向の歩行者ネットワーク整備が計画されていることから、それに併せてまち全体をにぎわいでつなぎ歩行者の回遊性向上を図る取組が必要である。
○今後のまちづくりにおいて、南北方向に縦断するJR線により分断された東側の芝浦港南側既成市街地と西側の高輪側既成市街地をつなぐ歩行者ネットワークの形成が必要である。
○緑と水の保全、活用及び緑の量の確保していくために、高輪ゲートウェイ駅周辺では緑陰空間が連続したプロムナードの形成等により、豊富な緑量の確保と魅力ある街並みづくりを進めることが必要である。

将来ビジョン(中長期)
○港区まちづくりマスタープラン／平成29(2017)年3月 港区
＜高輪地区のまちづくりの方針＞
・高輪ゲートウェイ駅周辺の開発事業等を契機に、周辺と一体となった地域の魅力・価値の向上を図るためのエリアマネジメント活動を推進
・高輪ゲートウェイ駅周辺における、既存のコミュニティとの共存・融合
・高輪ゲートウェイ駅周辺において、地上・地下・デッキレベルで立体的な歩行空間を形成し、開発事業等により導入される国際水準の業務・商業・文化・交流・居住機能や周辺施設などの連絡性を強化することにより、地域の回遊性を向上
・高輪ゲートウェイ駅周辺における、緑陰空間が連続したプロムナードの形成や緑豊かなオープンスペースの整備
・高輪ゲートウェイ駅周辺において、東京の南の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な景観を形成
＜芝浦港南地区のまちづくりの方針＞
・高輪ゲートウェイ駅を起点とした、まちの回遊性向上のための快適に楽しく歩ける歩行空間の整備
・高輪ゲートウェイ駅周辺における、緑陰空間が連続したプロムナードの形成や緑豊かなオープンスペースの整備
・高輪ゲートウェイ駅周辺の開発事業等を契機に、周辺と一体となった地域の魅力・価値の向上を図るためのエリアマネジメント活動を推進
・子どもたちが自由に遊び、高齢者もくつろぐことが出来る広場やオープンスペースの確保を促進
○品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020／令和2(2020)年3月改定 東京都
＜まちづくりの方針＞
・緑豊かな緑陰空間が連続したプロムナードの形成
・駅と周辺まちづくりとの連携による南北方向の歩行者ネットワーク(デッキレベル)の強化、歩いて楽しい活気とにぎわいの演出
○品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン／平成29(2017)年3月 品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン検討委員会
＜まちづくりの方針＞
・街の賑わいをつなぐ、歩いて楽しい歩行者ネットワークを実現する
・地域への顔となり、街と地域をつなぐ結節空間を実現
・街全体をつなぐ緑のネットワークを実現する
・街全体を活用した実証実験や情報発信に取組む
・街全体の魅力を向上させる、多様な居場所づくりと途切れない賑わいづくりに取組む
・地域と連携したマネジメント活動の仕組みづくりに取組む

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
まちなかの居心地の良さの度合い	%	まちなかの居心地が良いと感じる人の割合（アンケート）	ベンチや樹木等の設置による良好な歩行者環境の創出により、まちなかの居心地の良さが向上する	76%	R5年度	80%	R14年度
公共的空間を活用したイベント回数	回／年	民地内の広場、歩道、公園などの公共的空間を活用したイベントの回数	公共的空間を活用したイベント等の実施により、様々な人々が交流し、にぎわいが生まれる	38回	R5年度	50回	R14年度
地元組織等と連携する取組件数	件／年	地元組織等と連携して実施するイベントなどの取組件数	地元組織等と連携した取組により、地域の魅力・価値の向上を図るための地域との連携促進を実現する	9件	R5年度	17件	R14年度

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
【歩いて楽しい緑豊かなストリート型まちづくり】 ・本地区東側の芝浦港南エリアの既成市街地と本地区西側の高輪エリアの既成市街地をつなぐ、デッキレベルの快適な歩行者ネットワークを形成する。 ・高輪ゲートウェイ駅を起点に南北方向に延びる、デッキレベルの安全で快適な歩行者ネットワークを形成する。 ・まちの交流・にぎわい・憩いを生み出す魅力的な歩行者空間を形成する。 ・南北の歩行者空間を中心に植栽が連続する、緑豊かな緑陰空間が連続したプロムナードを形成する。		【協定制度等】都市利便増進協定の活用 ・歩行者や滞留者の利便性向上や憩いの創出に資する施設(テーブル、ベンチ、植栽)の設置・管理 ・にぎわいや回遊の創出に資する施設(バナー広告)の設置・管理 ・歩行者専用道(新駅東側連絡通路)の管理
【様々な人々が集えるにぎわいのある居場所づくり】 ・街全体の魅力を向上させる、様々な人々が集えるにぎわいのある居場所づくりとして、民地内の広場や、歩道・公園などを整備する。 ・エリアマネジメント組織による、民地内の広場、歩道、公園などの公共的空間の利活用により、様々な人々が集い、にぎわいを生み出す居場所を創出する。		【協定制度等】都市利便増進協定の活用 ・様々な人々の交流促進や地域へのにぎわい創出に資する施設(歩道・公園)の管理
【地域の魅力・価値の向上を図るための地域との連携促進】 ・高輪ゲートウェイ駅周辺地区広域連携連絡会において、エリアマネジメント組織が中心となり、港南エリアや高輪エリアの事業者や地元組織等と連携したまちづくりを推進する。 ・行政、地域住民及び事業者等と街全体を活用した具体的な取組を検討・実施する。		【協定制度等】都市利便増進協定の活用 ・都市利便増進施設を活用した地域連携
その他		
【高輪ゲートウェイ駅周辺エリアにおけるエリアマネジメント組織の状況】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメントが主体となり、現在は主に高輪ゲートウェイ駅周辺エリアの公共的空間等を利活用し、官民連携でまちづくりを積極的に推進している。 令和4(2022)年4月 高輪ゲートウェイ駅周辺エリアの更なる魅力と価値の向上を目的として、「一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント」を設立された。 令和4(2022)年8月 高輪ゲートウェイ駅周辺地区における広域エリアの分断解消と安全安心で魅力のあるまちづくりに向けた地区間連携を目的として、「高輪ゲートウェイ駅周辺地区 広域連携連絡会」が設立され、港南エリアや高輪エリアに拠点を置く事業者とともに、にぎわい創出に向けた連携に取組んでいる。 令和5(2023)年6月 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメントが都市再生推進法人に指定される。 品川シーズンテラスにおいては、「品川駅周辺で活動する企業や地域のみなさんといっしょにオリジナリティあふれる新しい品川スタイルをつくり出したい!」を基本的な方針とし、品川駅周辺で活動する企業や地域と連携したエリアマネジメント活動を実施している。 【高輪ゲートウェイ駅周辺地区 広域連携連絡会】 高輪地区から港南地区にまたがる本地区の関係者が連携し、広域的な連絡・調整のもと、まちづくりの推進を図る広域連携連絡会が令和4(2022)年8月に設立している。 「安全・安心ワーキンググループ」「にぎわい連携ワーキンググループ」「スマートシティワーキンググループ」の3つのワーキンググループによる連携を実施している。 〈例:にぎわい連携ワーキンググループ〉 ・高輪ゲートウェイ駅前における季節感演出のためのクリスマスツリー設置 ・親子で防災について楽しく学べる「私のまちの!防災クイズラリー」の実施(官民連携) ・親子で楽しく実践しながら防災についてのスキルを修得する「楽しく学ぼう!たかなわ防災フェス」の実施(官民連携) 【地域と連携したまちが一体となった取組】 ・地域の魅力・価値向上を図るために行政、地域住民及び事業者等と連携し、まち全体を活用した具体的な取組 ・品川シーズンテラスや港南地区の事業者等と連携した取組 【今後のまちづくり】 本地区では、地区内における公共的空間を活用しながら、地域と連携した魅力・価値向上に資する取組を継続して実施する予定 令和7(2025)年3月 TAKANAWA GATEWAY CITY まちびらき 令和8(2026)年 春 TAKANAWA GATEWAY CITY グランドオープン 〈各取組〉 ・品川駅北周辺地区内の公開空地の利活用を目的に、一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメントの「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」におけるまちづくり団体登録を目指し、民間活力を生かした地域の魅力向上を図る。 ・高輪地区から港南地区にまたがる本地区の関係者が連携し、広域的な連絡・調整を図りながらまちづくりの推進を図る「高輪ゲートウェイ駅周辺地区広域連携連絡会」において、地区を越えた連携・調整を通じた広域的な地域の魅力向上に資するまちづくりを行う。		

協定制度等の取組

官民連携によるエリアマネジメント方針等															
事業		事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体	活用する制度										
					制度別詳細1 道路占用許可 特例(法第46条 第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用 許可(河川敷地 占用許可準則 22)	制度別詳細3 都市公園占用 許可特例(法第 46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進 協定(法第46条 第25項)	制度別詳細5 都市再生整備 歩行者経路協 定(法46条第24 項)	制度別詳細6 低未利用土地 利用促進協定 (法46条第26 項)	制度別詳細7 [滞在快適性等 向上区域] 一体型滞在快 適性等向上事 業(法第46条第 3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等 向上区域] 都市公園占用 許可特例(法第 46条第14項第1 号)	制度別詳細9 [滞在快適性等 向上区域] 公園施設設置 管理許可特例 (法第46条第14 号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等 向上区域] 公園施設設置 管理協定(法第 46条第14項第2 号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等 向上区域] 普通財産の活 用(法第46条第 14項第4号)
1	●道路その他これらに類するもの(歩道関連施設)の管理	地上の歩道の適切な維持管理により、歩いて 楽しい快適な歩行者空間を創出する。	R6～R14	【管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント (都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社				○							
2	●道路その他これらに類するもの(新駅東側連絡通路)の 管理	歩道の適切な維持管理により、歩いて楽しい 快適な歩行者空間を創出する。	R6～R14	【管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント (都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社				○							
3	●花壇、樹木(デッキ上)及び樹木(街路樹)の整備・管理	地上道路の街路樹の適切な維持管理により、 歩いて楽しい緑豊かな歩行者空間を創出す る。 街区間をつなぐ歩行者デッキに花壇、樹木を 設置し、歩いて楽しい緑豊かな歩行者空間を 創出する。	R6～R14	【整備※】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント (都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社 ※街区間をつなぐデッキ上に限る 【管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント (都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社				○							
4	●公園その他これらに類するもの(公園施設)の管理	公園の適切な維持管理と、歩行者の交流促進 に資するイベントの実施等により、様々な人々 が集い、にぎわいのある居場所となる公共空 間を創出する。	R9～R14	【管理】 港区 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント (都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社				○							
5	●広告塔その他これらに類するもの(バナー広告等)の整 備・管理	街区間をつなぐ歩行者デッキや新駅東側連絡 通路、歩道関連施設等における広告等の設置 と適切な維持管理により、にぎわいが連続する 歩いて楽しい魅力的な歩行者空間を創出す る。	R6～R14	【整備・管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント (都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社				○							
6	●ベンチその他これらに類するもの(ベンチ、カウンター、 テーブル)の整備・管理	歩行者デッキにベンチ、カウンター、テーブルを 設置し、歩行者の交流促進に資するイベントの 実施等により、様々な人々が集い、にぎわいの ある居場所となる歩行者空間を創出する。	R6～R14	【整備・管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント (都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社				○							

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等						
取組		取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11 [滞在快適性等 向上区域] 路外駐車場配 置等基準(法第 46条第14項第3 号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等 向上区域] 駐車場出入口 制限(法第46条 第14項第3号 ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等 向上区域] 集約駐車施設 (法第46条第14 項第3号ハ)
1						

制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

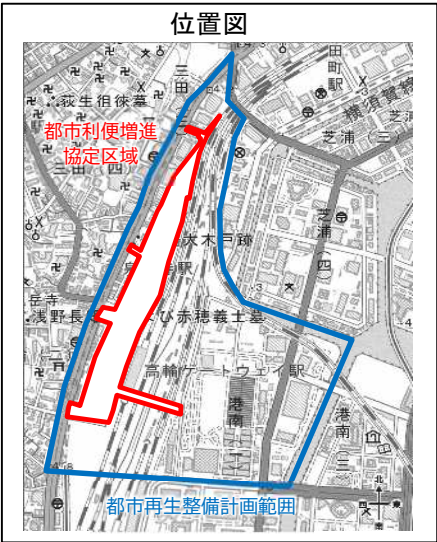
制度別詳細【都市利便増進協定】

制度の活用計画			
事業内容		事業期間	活用する制度の詳細
①	道路その他これらに類するもの(歩道関連施設)の管理	R6～R14	【管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社 1 協定締結者 ・港区 ・一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人) ・東日本旅客鉄道株式会社 2 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 次ページ赤枠の範囲
②	道路その他これらに類するもの(新駅東側連絡通路)の管理	R6～R14	【管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社 3 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ①道路その他これらに類するもの(歩道関連施設) ②道路その他これらに類するもの(新駅東側連絡通路) ③花壇、樹木(デッキ上)及び樹木(街路樹) ④公園その他これらに類するもの(公園施設) ⑤広告塔その他これらに類するもの(バナー広告等) ⑥ベンチその他これらに類するもの(ベンチ、カウンター、テーブル)
③	花壇、樹木(デッキ上)及び樹木(街路樹)の整備・管理	R6～R14	【整備※】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社 ※街区間をつなぐデッキ上に限る 【管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社 (2)都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人)及び東日本旅客鉄道株式会社は(1)③における花壇・樹木(デッキ上)及び⑤・⑥を整備する。 ・一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人)及び東日本旅客鉄道株式会社は、(1)①②③⑤⑥について、港区と充分な連携を図ることにより一体的に管理する。 ・港区、一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人)及び東日本旅客鉄道株式会社は(1)④を一体的に管理する。 ・都市利便増進施設の維持管理の内容や区分は、都市利便増進協定に定める。
④	公園その他これらに類するもの(公園施設)の管理	R9～R14	【管理】 港区 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社 (3)都市利便増進施設の管理に要する費用の負担の方法 ・一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人)及び東日本旅客鉄道株式会社は、(1)①②③⑤⑥の都市利便増進施設の維持管理に要する費用を負担する。 ・港区、一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人)及び東日本旅客鉄道株式会社は、(1)④の都市利便増進施設の維持管理に要する費用を負担する。 ・上記の維持管理に要する費用の一部については、一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人)及び東日本旅客鉄道株式会社が都市利便増進施設等を活用して得られた収益の一部を充当する。
⑤	広告塔その他これらに類するもの(バナー広告等)の整備・管理	R6～R14	【整備・管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社 (4)都市利便増進施設の一体的な管理に関するその他の事項 ・一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人)は、関係機関と調整を図り、都市利便増進施設を活用して、イベントの開催等にぎわい創出に資する取組を行うことができる。
⑥	ベンチその他これらに類するもの(ベンチ、カウンター、テーブル)の整備・管理	R6～R14	【整備・管理】 一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント(都市再生推進法人) 東日本旅客鉄道株式会社

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号①～⑥

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

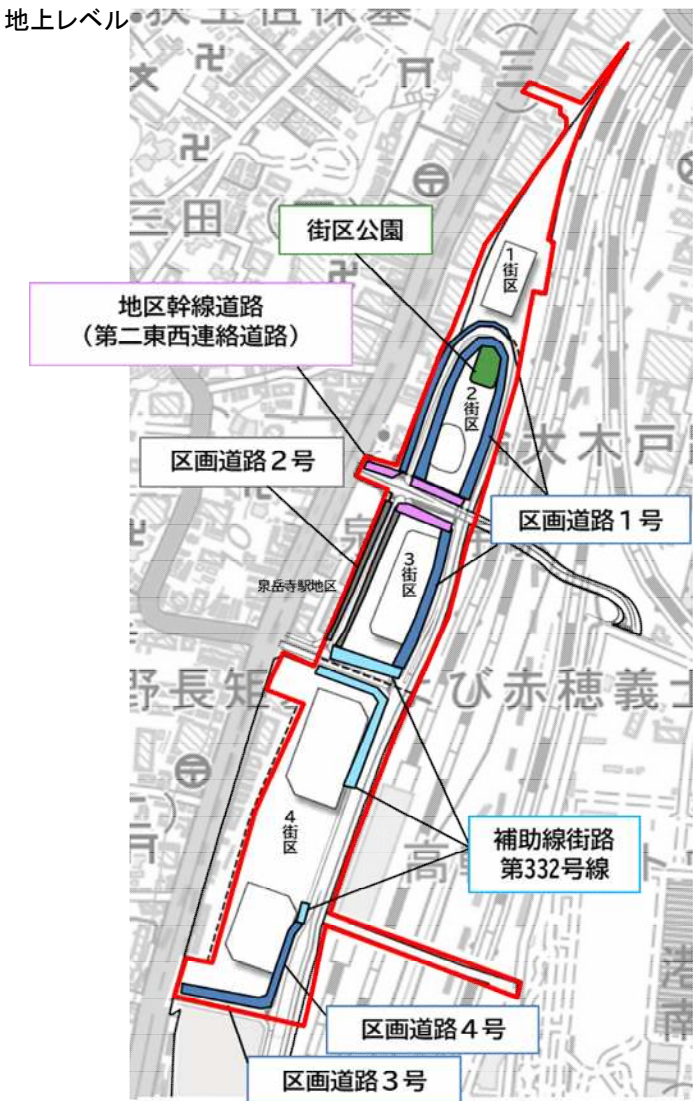


都市利便増進施設の一体的な整備・管理が必要と認められる区域
()

都市利便増進施設を整備する範囲

- ① 道路その他これらに類するもの(歩道関連施設)
- ・地区幹線道路(第二東西連絡道路)
 - ・区画道路1号、3号、4号
 - ・区画道路2号
 - ・補助線街路第332号線
- ② 道路その他これらに類するもの(連絡通路関連施設)
- ・歩行者専用道(新駅東側連絡通路)
- ③ 花壇、樹木(デッキ上)及び樹木(街路樹)
- ・地区幹線道路(第二東西連絡道路)
 - ・区画道路1号、3号、4号
 - ・補助線街路第332号線
 - ・広場2号、3号
- ④ 公園その他これらに類するもの(公園施設)
- ・街区公園
- ⑤ 広告塔その他これらに類するもの(バナー広告等)
- ・地区幹線道路(第二東西連絡道路)
 - ・補助線街路第332号線
 - ・歩行者専用道(新駅東側連絡通路)
 - ・広場2号、3号
 - ・歩行者通路2号、6号
- ⑥ ベンチその他これらに類するもの(ベンチ、カウンター、テーブル)
- ・広場2号、3号

電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

事業番号①、②、③、⑤

制度別詳細【都市利便増進協定】

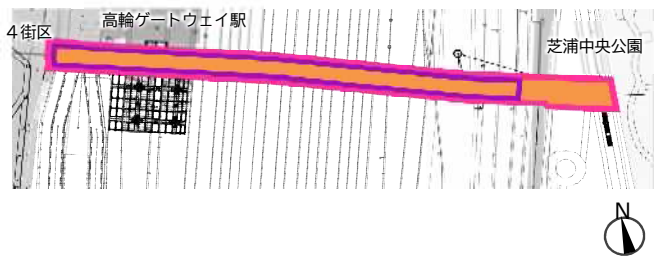
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

歩行者専用道（新駅東側連絡通路）

- ② 道路その他これらに類するもの（連絡通路関連施設）
- ⑤ 広告塔その他これらに類するもの（バナー広告等）

【都市利便増進施設】

歩道関連施設 バナー広告等

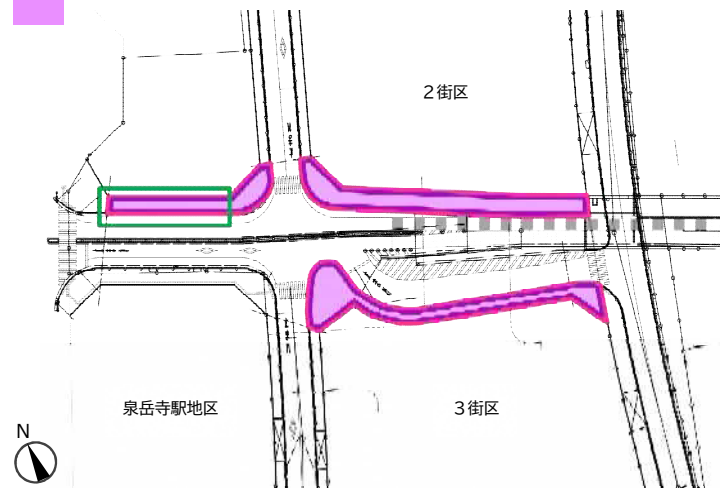


地区幹線道路（第二東西連絡道路）

- ① 道路その他これらに類するもの（歩道関連施設）
- ③ 花壇、樹木（デッキ上）及び樹木（街路樹）
- ⑤ 広告塔その他これらに類するもの（バナー広告等）

【都市利便増進施設】

歩道関連施設 ※高質化する歩道部分
樹木（街路樹）
バナー広告等

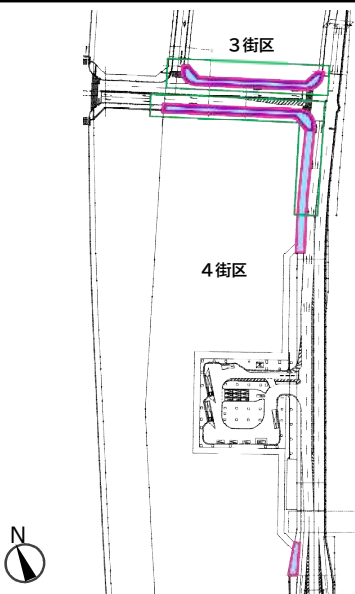


補助線街路第332号線

- ① 道路その他これらに類するもの（歩道関連施設）
- ③ 花壇、樹木（デッキ上）及び樹木（街路樹）
- ⑤ 広告塔その他これらに類するもの（バナー広告等）

【都市利便増進施設】

歩道関連施設 ※高質化する歩道部分
樹木（街路樹）
バナー広告等

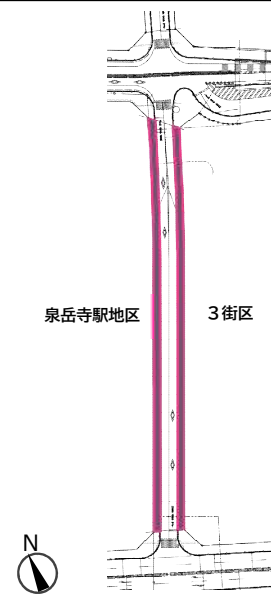


区画道路2号

- ① 道路その他これらに類するもの（歩道関連施設）

【都市利便増進施設】

歩道関連施設 ※高質化する歩道部分



制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号①、③

制度別詳細【都市利便増進協定】

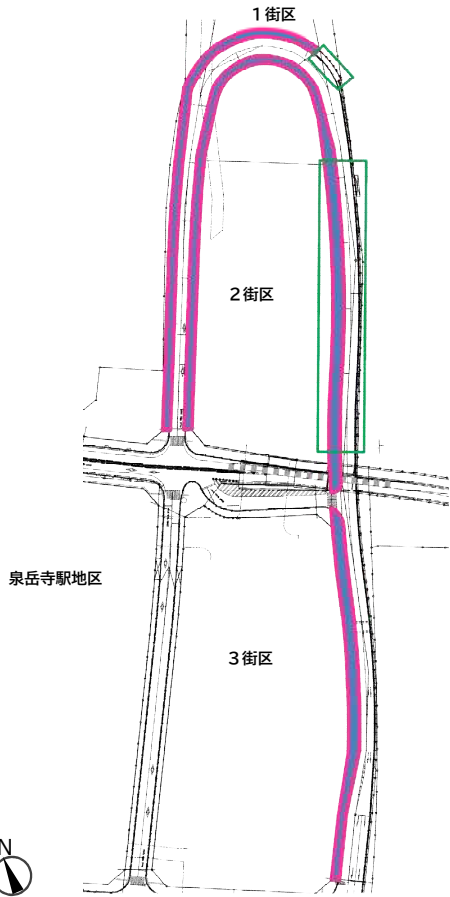
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

区画道路1号

- ① 道路その他これらに類するもの（歩道関連施設）
- ③ 花壇、樹木（デッキ上）及び樹木（街路樹）

【都市利便増進施設】

歩道関連施設 ※高質化する歩道部分 樹木（街路樹）

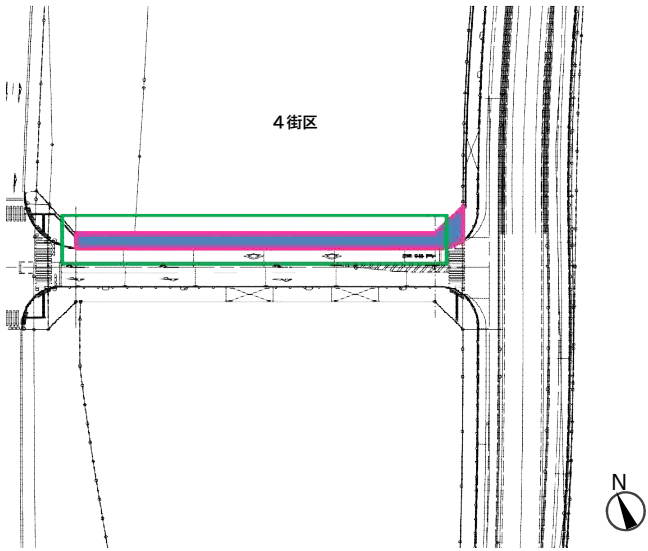


区画道路3号

- ① 道路その他これらに類するもの（歩道関連施設）
- ③ 花壇、樹木（デッキ上）及び樹木（街路樹）

【都市利便増進施設】

歩道関連施設 ※高質化する歩道部分
樹木（街路樹）

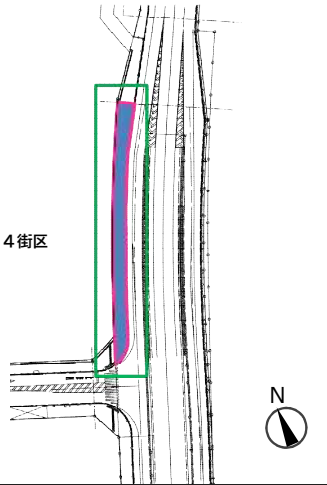


区画道路4号

- ① 道路その他これらに類するもの（歩道関連施設）
- ③ 花壇、樹木（デッキ上）及び樹木（街路樹）

【都市利便増進施設】

歩道関連施設 ※高質化する歩道部分
樹木（街路樹）



制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

事業番号③、④、⑤、⑥

制度別詳細【都市利便増進協定】

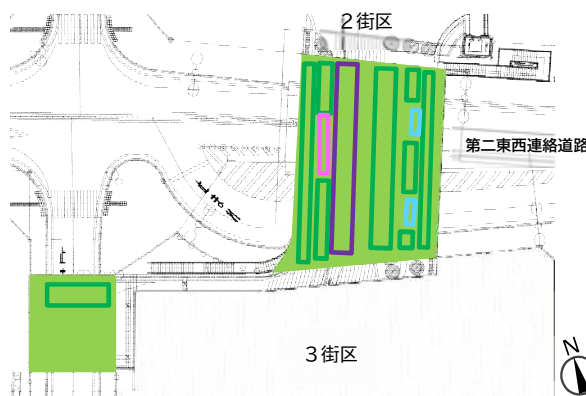
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

広場2号

- ③ 花壇、樹木（デッキ上）及び樹木（街路樹）
- ⑤ 広告塔その他これらに類するもの（バナー広告等）
- ⑥ ベンチその他これらに類するもの（ベンチ、カウンター、テーブル）

【都市利便増進施設】

- 花壇、樹木
- バナー広告等
- カウンター、テーブル
- ベンチ



広場3号

- ③ 花壇、樹木（デッキ上）及び樹木（街路樹）
- ⑤ 広告塔その他これらに類するもの（バナー広告等）
- ⑥ ベンチその他これらに類するもの（ベンチ、カウンター、テーブル）

【都市利便増進施設】

- 花壇、樹木
- バナー広告等
- カウンター、テーブル
- ベンチ

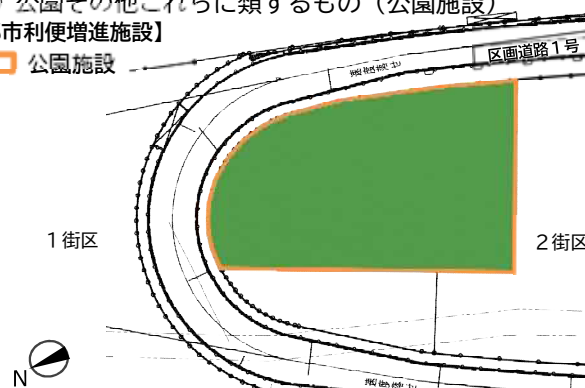


街区公園

- ④ 公園その他これらに類するもの（公園施設）

【都市利便増進施設】

- 公園施設

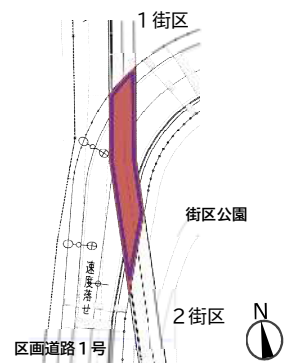


歩行者通路2号

- ⑤ 広告塔その他これらに類するもの（バナー広告等）

【都市利便増進施設】

- バナー広告等

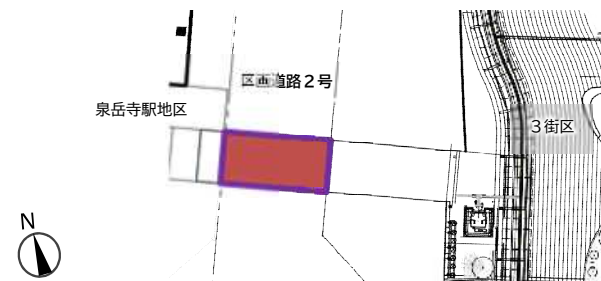


歩行者通路6号

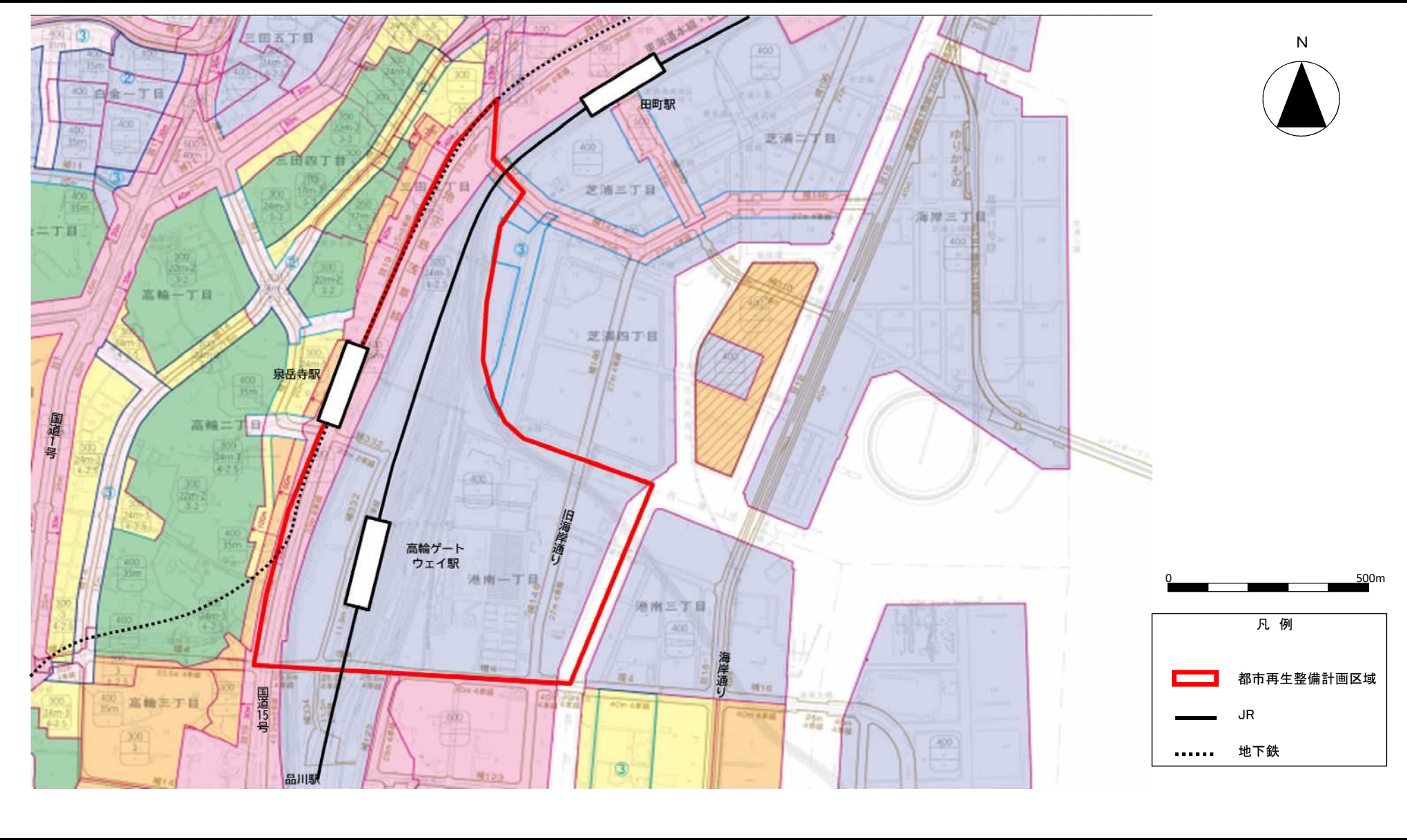
- ⑤ 広告塔その他これらに類するもの（バナー広告等）

【都市利便増進施設】

- バナー広告等



高輪ゲートウェイ駅周辺地区(東京都港区)	面積	約70 ha	区域	高輪二丁目、三田三丁目、港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目の各一部
----------------------	----	--------	----	-----------------------------------



高輪ゲートウェイ駅周辺地区(東京都港区) 整備方針概要図

目標	大目標: 快適で楽しく歩ける、駅まち一体の魅力的な歩行者空間の形成 目標1: 歩いて楽しい緑豊かなストリート型まちづくり 目標2: 様々な人々が集えるにぎわいのある居場所づくり 目標3: 地域の魅力・価値の向上を図るための地域との連携促進	代表的な指標	まちなかの居心地の良さの度合い (%)	76%	(R5年度) →	80%	(R14年度)
			公共的空間を活用したイベント回数 (回/年)	38回	(R5年度) →	50回	(R14年度)
			地元組織等と連携する取組件数 (件/年)	9件	(R5年度) →	17件	(R14年度)

凡 例	
	都市再生整備計画区域
	都市利便増進協定締結予定区域
	国道
	鉄道

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

0 500m

